

おわせ包括だより

発行：尾鷲市社会福祉協議会 尾鷲市地域包括支援センター
電話:0597-22-3003 FAX:0597-22-3402



第 29 号

発行月:令和 3 年 1 月

認知症ケアパスの簡易版ができました！

◎ 令和 3 年 1 月号『広報おわせ』で市内全戸配布を行ないました。
「認知症になっても安心して生活できる地域」を目指すためには、
地域住民のみなさんの認知症についての正しい理解が欠かせません。
簡易版は、認知症の正しい理解の周知を目的として作成しました。
気づきのチェック項目や認知症の症状、地域にできることの事例、
ちょっとした心がけ、認知症相談窓口の案内が記載されています。



簡易版よりも、さらに認知症について詳しく記されている『認知症ケアパス』(左画像)があります。
認知症について知りたいとき、自分や家族が「もしかしたら認知症かも…」と心配な方や、認知症の人への接し方に迷ったときに、お役立てください。

認知症サポーター養成講座のご案内

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」が地域にいと、認知症になっても安心して住み慣れた地域で生活することに繋がります。民間企業の従業員、学生、一般地域住民など多種多様の尾鷲市内の方々が受講をされています。

養成講座は様々な形式で受講できます

無料

- ◆ 1人～
- ◆ オンライン
- ◆ 出前講座

受講のご相談は地域包括支援センターまで



自粛生活で誰にも相談できずひとりで悩んでいませんか？

介護者も、高齢者も守る！

高齢者の尊厳の保持のため、2006年4月から通称『高齢者虐待防止法』が施行され、高齢者虐待の防止に関する取り組みがはじまりました。

「高齢者虐待」は、65歳以上の者に対し、家庭で現に養護する者、施設等職員による虐待行為です。

◎暴力だけが「虐待」ではありません

身体的虐待	(例) 殴る、つねる、蹴るなどの暴行の他、薬の過剰摂取やベッドに縛り付けるなど
ネグレクト	(例) 衰弱させる減食や長時間の放置、虐待されていることを知っていて放置など
心理的虐待	(例) 怒鳴る、ののしる、侮辱する、訴えを無視するなど
性的虐待	(例) 性的な行為の強要、裸で放置するなど
経済的虐待	(例) 生活に必要なお金を渡さない、年金や預貯金を本人に黙って使い込むなど

◎あれ？と思ったら・・・

高齢者虐待防止法には、『養護者による虐待を受けた疑いのある高齢者を発見した場合の通報義務』があります。間違いでも、匿名でも構いません。虐待を受けていると思われる高齢者を発見した場合、市福祉保健課(23-8201)もしくは地域包括支援センター(22-3003)にご相談・ご連絡ください。

◎なんで虐待が起きてしまうの？

家庭で起きた虐待では、多くの方が1人で介護する状態にあります。介護者の多くの方が介護疲れや悩みを抱えています。併せて、長年の人間関係、認知症の理解不足、経済的問題、育児との両立、高齢者同士の介護、介護者自身の悩みなど様々な要因が複雑に絡み合っていて発生しています。

虐待はもちろん許されることではなく、してはいけません。しかし、虐待加害者の置かれている環境にも目を向け、介護者を支えて守ることで高齢者虐待を防ぐことに繋がります。

◎介護に悩んでいる方も、もちろんご相談ください。一緒に生活環境を整えましょう！

誰しも生活を営む上で、様々な不安や困りごとが少なからず出てきますよね。気になることや困りごとがあれば、尾鷲市地域包括支援センターへお気軽にご連絡・ご相談くださいね。【TEL 22-3003】